地域主導型再工ネ導入支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、地域の資源である再生可能エネルギーを地域主導で環境価値化する取組 みに対し県が伴走支援を行い、地域で生み出される環境価値を住民の暮らしの向上や地域 の活性化に繋げることを目的とする。

(事業対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、前条の取組みを行う者であって、次の各号のいずれかに該当 するものとする。
 - (1) 県内の市町村
 - (2) 県内に所在する自治会又は町内会
 - (3) (1) 又は(2) が設置する協議会(県が構成員となるもの)

(対象となる取組み)

第3条 支援の対象となる取組みは、再生可能エネルギーを利用する発電設備又は熱源設備 の導入に向け、前条の対象者が主体となって行う勉強会やセミナー等の取組みとする。

(支援内容)

- 第4条 県は、前条の対象となる取組みに対して、次の各号に掲げる支援を行う。
 - (1) アドバイザー派遣

事業対象者が開催する勉強会、セミナー等への専門家(アドバイザー)の派遣(ただし、同一事業対象者への支援は2回までとし、以降はアドバイザーの紹介のみを行うものとする。)

(2) 協議会運営費

第2条第3号で規定する協議会の運営費について、協議会が策定する規約に基づき10万円を上限に負担する。

(3) 事業者とのマッチング

事業対象者が導入を目指す再生可能エネルギーに関する専門知識・技術等を有する事業者とのマッチングを実施

(4) 条例手続の支援

再生可能エネルギー導入に当たって「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、 歴史・文化的環境等との調和に関する条例」(令和3年12月県条例第66号)に規定する 各種手続の支援

(5) 関係機関との連絡調整等

事業の実施に当たって必要となる再生可能エネルギーの推進に関する制度、エネルギーの地産地消又は関係法令・例規等の関係機関や担当部署との連絡調整

(申請)

第5条 事業の申請をしようとする者は、申請書(様式第1号)に活動計画書(様式第2号)を添え、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において支援の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

- 第7条 第4条第1号の取組みを行った者は、アドバイザーの派遣日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、地域主導型再エネ導入支援事業 (アドバイザー派遣) 実施状況報告書 (様式第3号)を知事に提出するものとする。
- 2 第4条第2号の取組みを行った者は、協議会の活動を完了した日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、地域主導型再エネ導入支援事業 (協議会活動) 実施状況報告書 (様式第4号)に対象経費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添え、知事に提出するものとする。

(費用の支払い)

第8条 知事は、前条各項の報告書の提出を受けたときは、アドバイザー又は協議会に対し 経費を支払うものとする。

(成果の報告)

第9条 本事業の支援を受けた者は、令和7年4月15日までに、地域主導型再エネ導入支援 事業実施報告書(様式第5号)により知事に成果を報告するものとする。

(取組み及び成果の公表)

第10条 知事は、本事業による地域主導型再工ネ導入の促進を図るため、支援を行った者から提出のあった活動計画書、事業実施報告書等に基づき、その内容を公表するものとする。

附則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。